

## 騒音・振動に係る規制

### ⑤その他

#### ●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

昭和46年6月10日法律第107号

騒音規制法の指定地域内にある製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の用に供する工場を「特定工場」とし、特定工場において次の施設を設置する場合は公害防止管理者等の公害防止組織を設ける必要があります。また、選任等の届出をします。

#### 公害防止管理者等（代理者）（騒音・振動関係）の選任要件

施設の種類	公害防止管理者資格の種類	公害防止統括者
<b>機械プレス</b> （呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）	騒音関係	常時使用する従業員の数 が21人以上
<b>鍛造機</b> （落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	振動関係 騒音・振動関係	
<b>液圧プレス</b> （矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。）	振動関係 騒音・振動関係	

#### ●在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

平成7年12月20日環大一第174号

現在、在来鉄道騒音については環境基準が設定されていません。新設又は構造を大幅に改良する場合には、生活環境が急変することが考えられるため指針が定められています。

新 規	鉄道事業法第8条又は軌道法第5条の工事の施行認可を受けて工事を施行する区間
大規模改良線	複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化を行うため、鉄道事業法第12条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則第11条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施行する区間

区 分	時 間	
	7時～22時	22時～7時
新 設	60dB以下	55dB以下
大規模改良線	改良前より改善すること	
新設の場合は、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。		
以下の区間には適用しない。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。		
1 住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。		
2 地下区間（半地下、掘り割りを除く）。		
3 踏切等防音壁（高欄を含む）の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。		
4 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。		